

實ヲ舉クルコトヲ勉ヘレ

明治二十四年五月十一日

内務大臣伯爵西郷従道

明治廿年五月十三日

内閣書記官

内閣總理大臣

大

内閣書記官長

外務大臣

桂太郎

海軍大臣

大

文部大臣

西

遞信大臣

内務大臣

桂太郎

陸軍大臣

大

司法大臣

桂太郎

農商務大臣

大

大木謙

大

帝國憲法第八條三依リ新聞紙
雜誌又ハ文書圖書と聞スル件

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問
ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ新
聞紙雜誌又ハ文書圖畫ニ關スル件ヲ裁
可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十四年 月 日

内閣總理大臣
各省大臣

勅令第

内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シテ新聞紙雜誌又ハ文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲレテ豫メ其草案ヲ提出セシメ之ヲ檢閱シテ其記載ヲ禁スルコトヲ得之ヲ犯ストキハ發行人編輯人又ハ發行者著作者ヲ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

内務大臣ノ檢閱ヲ經タル事項ヲ轉載ス

ルハ前項ノ限ニアラス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

帝國憲法第八條ニ依リ新聞紙雜
誌又ハ文書圖畫ニ關スル件

右謹テ上奏レ

陛下ノ採擇ヲ仰キ併テ樞密院ノ議ニ附セラ
レシコトシ請フ

明治二十四年五月十五日

内閣總理大臣伯爵松方正義
印

昨十音ヲ以テ本院、諮詢；附セラレタル新
閔紙雜志又ハ文書圖畫ニ渉スル勅令案
本院ノ決議別紙寫、通上奏。又間本院
事務規程第十三条ニ依リ此後凡く通報シ
明治廿四年六月十六日

枢密院議長爵太木喬任



内閣總理大臣爵松方正義殿

電報

昨十五日シ以テ本院ノ諮詢ニ附セラレ
タル新聞紙雜誌又ハ文書圖畫ニ關
ヘル勅令案原案ノ通可決ス

古上奏ニ及ハレタシ

明治十四年七月十六日

大木枢密院議長

徳大寺侍従長完

朕茲ニ緊急ニ必要アリト認メ枢密顧問
諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ
新聞紙雜誌及文書圖畫ニ關スル件
ノ載可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年五月十六日

内閣総理大臣

勅令第46号

内務大臣ハ特ニ命令ヲ賜テ新聞紙雜誌又ハ文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ノ記載入ル者ヲシテ豫メ其草繁ヲ提出セラソ之ヲ檢閲シテ其記載ヲ禁シトテ得之ヲ犯ストキハ發行人編輯人又ハ發行者著作者ヨリ一月以上三年以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上三百圓以下ノ罰金處ヘ

内務大臣ノ檢閲ヲ經タル事項ニ轉載入ル

前項ノ限ニアラズ
本令ハ此發布ノ日より施行ス

濟

局四八

明治廿年五月十六日

内閣書記官



内閣總理大臣

勅

内閣書記官長



外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

大木議長



新聞紙類又文書圖畫ニ關ス件

右枢密院ノ御諮詢ヲ經御下付ニ付
同院議決ノ通發布セラレ可茲茲ニ

閣議ニ供ス

内

閣

京都ニ於テ緊急勅令

上奏手續

一 勅令案ハ内務大臣ヨリ之ヲ上奏シ法採
擇ノ上侍從長ヨリ電信ヲ以テ樞密院ノ
議ニ附セラル、旨ヲ議長ニ傳ヘ但案ハ内
閣ヨリ請取ルヘキ由ヲ達ス

同時ニ内閣ニモ樞密院案ヲ廻スヘキ旨
ヲ通達ス

一 樞密院ニ於テ議決シタルトキハ議長ヨリ
其旨ヲ電信ヲ以テ上奏シ御裁可ノ上ハ内

務大臣ヨリ内閣、電信ヲ以テ之ヲ通シ直

ニ公布ス

且御記名御璽及大臣副署ノ手續ハ總テ東京還幸後ニシテ之ヲ為ス

五月十七日

新聞紙雜誌又ハ文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セントスル者其草案ヲ以テ檢閲ヲ受ケシム

内務省令

内務省令第四號

新聞紙雜誌又ハ文書圖畫ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セントスル者ハ本年勅令第四十六號ニ依リ豫め其草案ヲ東京府下ニ内務省ヘ其他ノ地方ハ其管轄廉ヘ提出シ檢閲ヲ受ケヘシ

本令ハ設布ノ日ヨリ施行ス

明治二十四年五月十七日 内務大臣 伯爵西郷従道